

開 催 記 録

会議の名称	座間市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成30年1月11日(木) 14時00分から15時30分まで
開催場所	座間市役所4階 4-3会議室
出席者	国民健康保険運営協議会 公益代表 伊藤 正、竹田 陽介、松橋 淳郎、池田 徳晴 被保険者代表 内藤 和美、橋本 禎子、星野 正孝 保険医代表 渡 潤、永野 芳郎、小川 小百合 被用者保険代表 阿川 玉樹
事務局	健康部長、国保年金課長、収納対策担当課長、国保係長、給付係長、 国保係主事補
議 題	1. 国民健康保険税率の改定について(諮問)
資料の名称	資料1、2、3、4、5
会議の内容	<p>1 市長あいさつ</p> <p>2 開会、定足数の確認、署名人の指名</p> <p>3 諮問書の交付 市長より諮問書を会長へ手交</p> <p>4 議事 (1) 国民健康保険税率の改定について</p> <p style="text-align: center;">【事務局より説明】</p> <p>【会長】 この件について何かご質問等ありましたらお願いします。</p>

【委員】

保険料率を県の平均ではなく、座間市独自として率を設定した理由について改めてお聞きしたいのと、3,400億円国の方から負担軽減されるが、どれ位の金額が市に入ってくる見込みなのか。後期高齢者支援金、総報酬負担金についてそれに伴う効果があるのかどうか。その他、激変緩和措置が実施されるかどうか。納付金と保険給付費交付金との間に乖離があった場合どういった対応をされるのか、この点を説明いただきたい。

【事務局】

平均保険料にしても良かったのではないかという部分について、先ほどの本係数で各市町村の算定方式に基づく指標となる標準保険税率というものが出ているので、それとのバランスを見ながらあわせていくような考え方で今回税率の設定をさせていただいた。各市町村それぞれ率及び額があるので、それを座間市として標準保険税率にどう近づけていくのか考えた結果が、この率及び額となっている。

保険給付費交付金と納付金との差が出た場合どうなるのかというところについて、国保事業費納付金というのは納付金の額が決定されれば年度途中で変わることはない。県からの保険給付費交付金が足りなかった場合には県の基金を取り崩したりとか、必ず保険給付費の支払いに市町村が困らない形で交付されるようになっている。

後期高齢者支援金の総報酬割の問題については特に市に直接どうい影響があるということは無いと考えている。

軽減の額がどれ位入ってくるのかという質問については、都道府県単位化での見込みを出しているところだが、国の財政支援の効果が現段階では1億7,000万円から2億円程度になると思う。

【委員】

今回改定案で示されたもので実施した場合に法定外繰入金はどれ位まで抑えられるのかというのをお聞きしたい。

【事務局】

国の財政支援と税率改定を含めて見込んだ場合に、4億円台から5億円台になると現段階では見込んでいます。

【会長】

前回の数字を提示してもらった、その時との差異はどの程度か。

【事務局】

所得割では0.04%下回り、均等割りでは251円のマイナス、平等割額では64円のマイナスという形で、座間市の場合は本係数と仮係数で大きな乖離が生じたということはない。

【委員】

資料2によると税額が座間市が一番低いところに位置している。これを最終的に上げた場合には、財政的な負担が求められてくるといふ懸念がある。

【事務局】

財政健全化計画も策定しており、収納率の向上だとか、医療費の適正化であるとか保健事業を推進することによって保険給付費の支出自体を縮減していくような取り組みを平成25年度から立てている。今まで8億円から9億円を一般会計からの法定外繰り出しをしており、30年度を見込んだ時には税率改定をしなくとも繰り出し金下がるといふことなので、新たな負担を市に求められていることにはならないとの解釈でいる。

まずは、医療費の適正化、保健事業の推進、収納率の向上を市が着実に取り組んだ上で被保険者の方にも相応の負担をお願いするといふ考えにはなるといふ。

【会長】

この場で諮問に対する回答をできればと思うが、いかがか。

【委員】

当運営協議会ではこの諮問内容が適当であることを同意し、答申してはいかがか。

【異議なし】

【会長】

諮問に対する答申、会長の方に一任願えればと思います。

【異議なし】

5. その他

【事務局】

来週予定していた18日開催の国保運営協議会については開催しないということになる。1月19日に会長に立ち会っていただき、市長に答申をしていただくのでよろしく願います。

次回は2月8日開催予定となる。

6. 閉会